

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

衆議院小選挙区新潟県第5区選出議員の欠員に伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第1号の規定により、衆議院小選挙区新潟県第5区選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成29年8月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎